

## Morality and Economy in Adam Smith (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-04-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 和朗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24535">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24535</a>

# アダム・スミスの道徳と経済 (2)

遠藤和朗

## 目次

1. 問題提起
2. スミスの道徳論
  - (1) 利己心と利他心
  - (2) 同感概念と公平な観察者
  - (3) 良心と一般原則
  - (4) 慎慮・仁恵・正義の三つの徳……以上(1)
3. スミス経済学の成立
  - (1) 法学
    - (i) 自然的正義
    - (ii) 『グラスゴウ大学講義』
    - (iii) 政府
      - (a) 政府の成立
      - (b) 統治原理
      - (c) 自由の合理的体系
  - (2) 法学からの『国富論』の独立……以上(2)本号
  - (3) 『国富論』
  - (4) 結びにかえて

## 3. スミス経済学の成立

### (1) 法学

#### (i) 自然的正義

スミスは『道徳情操論』において、正義の基礎は被害者の憤慨 *resentment* (報復感) に対する観察者の「同感」にあることを強調した。

スミスによれば、「公平無視なる見物人の眼から見るならば計画されたあるいは現実に遂行せられた不正に対する道徳的に適正なる報復感だけが、われわれの隣人の幸福を何らかの点においてわれわれが傷けたり、あるいは乱したりすることを正当化することのできる唯一の動機である。そ

れ以外の動機にもとづいてそのような行為をなすことは、すべてそれ自体正義の法則を冒瀆するものであって、そのような正義の法則の力をかりてわれわれはそのような行為を慎ませたり、あるいは罰したりしなければならない<sup>(1)</sup>と。

このように憤慨はスミスの正義論の「key emotion<sup>(2)</sup>」であり、それが観察者によって共有されるかぎり処罰は正当化されるのであった<sup>(3)</sup>。

こうした個人々相互の道徳情操から導かれる「自然的正義」(natural-justice)は「あらゆる国民の法律を一貫し、それらの法律の基礎とならねばならない一般的原理に関する理論<sup>(4)</sup>」の樹立を指向するものであるが、スミスは『道徳情操論』において、これ以上のことは述べていない。

もとより、正義の法の問題はスミスが最後まで完成を願っていた法学に関する研究全体の中心的主題であった。

すなわちスミスによると、正義の原則は「最高度に正確であり、原則自体と同様の正確さをもって確定することができ<sup>(5)</sup>」例外は許されないものであったから、ここに「実定法」としての法学の問題が生じるのであった。

(1) Adam Smith: *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by D.D. Raphael and A. L. Macfie, Oxford, 1976. (以下 M.S. と略す) p. 218.

米林富男訳『道徳情操論』(下) 465～6頁。

(2) T. D. Campbell; *Adam Smith's Science of Morals*, London, 1971, p. 190.

(3) 『グラスゴウ大学講義』においてもスミスは次のように述べている。

「侵害は当然、傍観者の憤りをよび起し、それ故に、犯罪者の処罰は、公平な傍観者がそれに共感し得るかぎり正当である。これは処罰の自然の尺度である。ここに注目すべきは、われわれが刑罰を是認する第一の根拠は、通常考えられているような公益 (public utility) の尊重ではないということである。真の原理は、被害者の憤りに対する我々の同感 (sympathy) である」  
Adam Smith: *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, (Kelley's Reprint 1964, 以下 L. J. と略す) p. 136.

高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』286頁。

(4) M. S. p. 341. 邦訳(下) 708頁。

(5) M. S. p. 175. 邦訳(上) 375頁。

これに対して、『道徳情操論』では「全体に対する効用」に正義の根拠を求めるヒュームを批判し、正義を「同感」の原理で導びくことによって「自然の正義感が命令するはずの諸原則<sup>(6)</sup>」を探求しようとしたのであった。

つまり、「実定法」の基底となる「自然的正義」を個々人相互の道徳情操から導びくことにあったのである。

「あらゆる人間が自分だけを正当に取り扱おうとする場合にともなう混乱を防ぐために相当の権威を得ているあらゆる政府における為政者は、すべての人間を正当に取り扱おうと企て、侵害に関するあらゆる不平を聞き、これを償うことを約束する。すべてのよい政治の行われている国家においてもまた、個人間の争いを判決するために裁判官が任命せられるばかりでなく、それらの裁判官達の判決を正確にするために諸々の準則が制定せられている。そしてこれらの準則は一般に自然的正義 (natural justice) に関する諸々の準則に一致させようと企てられている。もちろん、あらゆる事例においてそれらの準則が常に必ずしも自然的正義の準則に一致するとは限らない<sup>(7)</sup>」と。

(ii) 『グラスゴウ大学講義』

法学については、スミスは生前、公刊する意図を持ちながらついに独立の書としては、公に出来なかった。

彼は『道徳情操論』第6版序文において次のように述べている。

「本書の初版の最後の章句のなかで、私は別の論文で、法ならびに統治の一般原理に関する説明を与えるばかりでなく、それらの原理が社会におけるそれぞれの時代ならびに時期において蒙ったそれぞれの変革に対しても説明の努力を払うつもりである、と述べておいた。すなわち、正義に関する問題ばかりでなく、行政・国家の収入・軍備その他法律の対象になるものならどんな問題でもこれを取り扱うつもりであった。『諸国民の富の

(6) M. S. p. 341. 邦訳(下)707頁。

(7) M. S. pp. 340-1. 邦訳(下)706~707頁。

性質と原因に関する研究』のなかで、私はすくなくとも行政・国家の収入・軍備の問題に関する限り、ある程度までこの約束を果たした。そのほかに残っている問題、すなわち法学に関しては、私が本書を改訂することを今日まで妨げてきたのと同じ仕事のために、これまでその約束を果たすことを妨げられてきた。私は非常に年をとったので、この大事業を心ゆくまで成し遂げうる希望がほとんど失われてしまった<sup>(8)</sup>と。

しかしわれわれは、彼がグラスゴウ大学で行った講義を筆記した学生のノートの発見——『グラスゴウ大学講義』〔1896年公刊のキャンナン版 (E. Cannan; Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms. Oxford 1896)〕——によってスミスの法学体系を部分的に知ることができる。

さて、『グラスゴウ大学講義』において、スミスは「法学 Jurisprudence とは、すべての国民の法の基礎たるべき一般諸原理を研究する学である<sup>(9)</sup>」「法学とは法および統治の一般諸原理の理論である<sup>(10)</sup>」と述べ「法の四大目的が、正義・治政・国家収入および軍備<sup>(10)</sup>」にあることを説明している。

正義の目的は侵害からの防止である。そして、それは市民政府の基礎である。

治政の目的は、物資の低廉・安全・清潔である。

国家収入は、政府の費用と税金に関する問題である。

軍備は、外国の侵害から守るためのものである。『道徳情操論』第6版序文から明らかのように、法の四大目的のうち、治政・国家の収入・軍備に関するものは、後に『国富論』として詳論されたものであり、正義に関しては『グラスゴウ大学講義』第一部「正義について」において論じられ、これがスミスの法学に相当するものと言われている。

その内容は、ジョン・ミラーが語ったといわれる「道徳哲学の第三部、

---

(8) M. S. p. 3. 邦訳(上) 37~38頁。

(9) L. J. p. 1. 邦訳87頁。

(10) L. J. p. 3. 邦訳90頁。

正義にかかわる」部分の内容に対応するものである。

すなわち、「この問題については、彼はモンテスキューから示唆をえたとおもわれる案を踏襲した。すなわち、公法・私法両面にわたって法が未開野蛮な時代からもっとも洗練された時代にいたるまで漸次進歩してきたさまを跡づけ、生存と財産の蓄積とに役立つ技術が、法律と政治の分野に、いかに対応した改善ないし変革をもたらすかということを指摘しようとつとめた<sup>(11)</sup>」と。

かくして、スミスの法学は法学の理論というよりもむしろ、「法と統治」の歴史的起源とその変遷に中心がおかれていたことが明らかである。

以下、『グラスゴウ大学講義』において論じられている「法と統治」の問題を取り上げ、スミスの政治思想や政治的姿勢を明らかにしながら、『国富論』が何故に法学の部門から独立するに至ったのか、その背景を『道徳情操論』や『国富論』をも参照しながら考察してみよう。

### (iii) 政 府

#### (a) 政府の成立

スミスは、政府の起源と成立について、『グラスゴウ大学講義』（第一部、正義について）のなかで、正義の実現、「侵害からの防止」という政府の機能との関連で次のように説明している。

「正義の目的は侵害からの防止にある。人は種々の点において侵害されることがある。すなわち、第一に人間として。第二に家族の一員として。第三に国家の一員として<sup>(12)</sup>」。

彼は以上のようにのべて、さらにこのなかでも主として人間が人間として持つ権利への侵害を中心に考察をすすめている。

(11) J. Rae; Life of Adam Smith 1895. (Kelley's Reprint. 1965) pp. 54 ~55.

大内兵衛・大内節子訳「アダム・スミス伝」68頁。

(12) L. J. p. 5. 邦訳 92頁。

「人間としては、人はその身体、名声および財産を侵害され得る<sup>(13)</sup>」と。

身体に関しては、それを傷つけたり殺害したり、あるいはその自由を侵害したりする場合である。

名声に関しては、他人をさして強盗よばわりするとか、人の真価を貶してその地位不相応にこれを引下げの場合である。

財産に対する侵害は、財産権である対物権（所有権・地役権・質権・排他的特権）と対人権（契約・準契約・不法行為）への侵害である。

スミスは財産に対する人間の権利を「取得権」(acquired right) と呼び、身体や名声に対する権利を「自然権」(natural right) と呼んで区別している。

彼によると、身体や名声に対する侵害は「なるほど侵害をうける人は損害をこうむるけれども、それをあたえる人はなんの利益もうけない<sup>(14)</sup>」という。ねたみとか悪意あるいは恨みは人々の自然権を侵害する情念であるが、「大部分の人々がきわめてしばしばこういう情念にうごかされるということはないし極悪の人でもときどきそうなるにすぎない。それに、こういう情念を満足させるということは、ある性格のもちぬしにはどれほど快適なものであろうとも、実質的または永続的な利益をとまなうものではないから大部分の人々はふつう慎重に考慮してそれを抑制する。人々はたとえこういう情念から自分たちを保護してくれる市民的司法長官が全然いなくても、かなり安全に共同生活を営むことができるであろう<sup>(15)</sup>」と。

ところが、財産に対する侵害は事情がちがう。「侵害をあたえる人の利益が損害をこうむる人の損失に等しいことがしばしばある<sup>(16)</sup>」。

(13) L. J. p. 5. 邦訳92頁。

(14) Adam Smith: An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, ed. by R. H. Campbell and A. S. Skinner, 2 vols Oxford, 1976. (以下 W. N. と略す) 2, p. 709.  
大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』(岩波文庫版) (4) 36頁。

(15) W. N. 2, p. 709. 邦訳 (4) 37頁。

(16) W. N. 2, p. 709. 邦訳 (4) 36頁。

しかも財産の成立とともに社会には不平等が生ずるから「富者の裕福は貧者の憤激をかきたてるのであって、後者はしばしば窮乏にかられたり、ねたみに刺激されたりして、前者の所有物を侵害する<sup>(17)</sup>」。

かくして、スミスによれば財産権（所有権）を保護するために政府が成立するのであった。

「財産が存在するまでは、政府というものはあり得ない。まさに政府の目的は、富を確保し、富者を貧者から保護することにある<sup>(18)</sup>」。

「所有権と政府 civil government とは互いに依存し合うところが非常に大きい。所有権の維持と所有物の不平等とがまづ最初に政府を形成した。そして所有権の状態は常に政府の形態につれて変化するにちがいない<sup>(19)</sup>」と。

このように、スミスは政府の起源と成立を財産の成立如何にあることを明らかにするのであった。財産権は、文明社会において最も侵害されるものであるから、「侵害からの防止」という政府の役割もきわめて重要なものになる。

#### (b) 統治原理

スミスにおいては、私有財産の成立とともに政府の発生が見られたが、政府の発生は、主権者と臣民の間に権威と服従との関係を生ぜしめることになる。

「市民政府は一定の服従を前提にしている<sup>(20)</sup>」。それでは、臣民が主権者に服従するのはなぜか、またその限界はどこに求められるか、さらに、主権者としての権威の源泉は何か、このような政治的権威の正当性の問題と政治的義務の問題は統治理論の基礎をなすものである。

さて、スミスは人間が政府に従う原理として、まず原契約説 (original

(17) W. N. 2, p. 710. 邦訳 (4) 37頁。

(18) L. J. p. 15. 邦訳 107頁。cf. W. N. p. 710. 邦訳 (4) 37~38頁。  
W. N. p. 715 邦訳 (4) 45頁。

(19) L. J. p. 8. 邦訳 97頁。

(20) W. N. 2, 710. 邦訳 (4) 38頁。

contract) を次の二つの理由で拒否する。

第一に、原契約の思想の全くないところでも統治はおこなわれているという事実。さらに、人間は服従の理由として契約をあげることはないということ。

第二に、原契約は委託した人々の子孫までには及ばない。人間は生まれた国にとどまるからといって、別に契約に同意したわけではない。「一國にとどまることによって、人は政府に対する服従に同意するものだというのは、ちょうど人を船中に運びいれ、陸から離れたところにきてから、船中にいることによって彼は船長への服従契約を結んだのであると、彼に告げるのとまさしく同様である<sup>21)</sup>」と。

スミスは以上のように原契約説を皮肉をこめて批判したのちに、「義務というものの基礎は、人類が全く知らない原理ではありえない<sup>22)</sup>」として、人間が政府に服従する原理として「権威と功利の原理」をあげている。

「人々をみちびいていて市民社会 civil society に加はらしめる原理は二つあるが、我々はこれを権威および功利の原理 principles of authority and utility とよぶであろう<sup>23)</sup>」と。

権威の原理はすぐれた人あるいは従うに値いする人間として他人が受け入れる人間の性向に関連している。

年長であること、心身の能力のすぐれていること、家柄の古さそして富の優越が権威の原理の源泉であるが、スミスはこのなかでも富の不平等に最大の根拠をみている。富の大小によって階級の起源や区別が明らかになり社会秩序が保たれる。「富者や権力者の抱くあらゆる情感と同じ情感に常にひたりたいというこの人類の性情を基礎として、身分の差別や社会の秩序が確立せられるのである<sup>24)</sup>」と。さらに富の所有は人々の称讃と尊敬

<sup>21)</sup> L. J. p. 12. 邦訳 103頁。

<sup>22)</sup> L. J. p. 9. 邦訳 98頁。

<sup>23)</sup> M. S. p. 52. 邦訳(上) 134頁。

## アダム・スミスの道徳と経済(2)

の対象になるものである。それは逆に競争心をも刺激するものであった。

「競争心すなわち自分自身がぬぎん出たいという熱心な願望は、本来われわれが他人の優越性を感嘆することにその基礎がおかれている<sup>24)</sup>」と。

かくして、富者はすぐれた人として見なされ、しかも彼らの生活はすべての者にとってのモデルとなるのである。

スミスによると、かかる権威の原理の基礎は「同感」の原理によって支えられているとして次のように述べている。

「この原理は道徳情操論において充分明らかにされている。そこでは、我々よりすぐれた者に対する同感 sympathy が同等のまたは劣った者に対する同感よりも大きいことから、それが生ずるものであるということが、示されている。すなわち我々は彼等の幸福な境遇を賞讃し、喜びをもってそれに同感しそれを促進させるように努めるものである<sup>25)</sup>」と。

人々は、富者を尊敬し、富者の願望や喜びを自分のものとする。ここに、人々のうちに富者に対する奉公の精神が生じるのである。

「われわれはほとんど完璧に近い状態にある幸福の体系をかれらが更に完成しようとするのを熱心に援助する。しかもわれわれがかれらに奉仕したがるのは奉仕自体を目的とするもので、高貴の人に恩義を感じさせたいという虚栄と名誉以外には何らの報酬をも期待しない<sup>26)</sup>」と。

このように富者への称讃と尊敬は、人間の自然的性向に基づくものであるから、富者の政治的権威も正当化されるのであった。

「帝王が人民の公僕であり、大衆の必要とする便宜に応じて服従されたり、反抗されたり、退位させられたり、時によると罪せられたりすべきものであるというのは、理性と哲学にもとづく学説であって、人間自然の本性にもとづく学説ではない。自然の本性はわれわれをしてわれらに対し服従のための服従をし、かれらの気高い地位に直面しては自ら身震いして頭

<sup>24)</sup> M. S. p. 114. 邦訳(上) 266頁。

<sup>25)</sup> L. J. pp. 9-10. 邦訳 99頁。

<sup>26)</sup> M. S. p. 52. 邦訳(上) 134~135頁。

## アダム・スミスの道徳と経済(2)

を下げ、かれらの微笑をもってあらゆる奉仕を償って余りある充分なる報酬と看なし、またかれらに不機嫌な顔をされると、たとえそのために何らの悪い結果がともなわないとしても、あらゆる口惜しさのうちでもこれにまさる厳しい口惜しさはないとしてこれを怖れるように教えているはずである<sup>77)</sup>と。

以上のような、人間の自然的性向に基づく權威の原理に対して、功利の原理は、政府の機能に関する公共的功利についての国民の意識に関連するものである。

スミスは「誰でも、社会における正義と平和を維持するためには、この原理が必要であることを知っている。国家制度 (civil institution) によって、もっとも貧しい者も、もっとも富める者およびもっとも有力な者による侵害を免れることができる。そして特殊の場合においてはいくらか不都合はあるかもしれないが……しかし我々はより大きな弊害を避けるためにこの国家制度に服従するのである<sup>78)</sup>」と説明している。(傍点—引用者)

この場合、重要なことは人々が国家制度に服従するのは個人的な功利感であるよりもむしろ公共的な功利感 sense of public utility であるということである。つまり、全体の利益 (the good of the whole) を重視するから我々は、政府の決定に従うのであるというのである。

私人の功利の立場からいえば、政府に従わないでその転覆を願う方が「私の利益」であるかもしれない。しかし他人がこの私の企図には「同感」してくれないことを、私は十分知っているのである。

かくして、功利の原理も「同感」の原理によって支えられていることが明らかである。

すなわち、このばあい、功利の考察は道徳的適正と一致するものとして把握されているのである。

<sup>77)</sup> M. S. p. 53. 邦訳(上) 135頁。

<sup>78)</sup> L. J. p. 10. 邦訳100頁。

これに対し、『道徳情操論』におけるスミスの効用批判は、効用を唯一の直接的な是認の尺度とするばあいである。(『道徳情操論』第四部参照)

(c) 自由の合理的体系

以上のように、権威と功利の原理を市民社会の統治原理として説明したスミスは、次に政体の違いによって、これらの二つの原理が支配するウェイトに差があること、また当時のブリテンでは両原理が支配的であることを次のように述べている。

「すべての統治には、ある程度この二つの原理がともにおこなわれるのであるが、しかし君主政治においては権威の原理が主としておこなわれ、民主政治においては功利の原理が主としておこなわれる。混合政体のブリテンではかつて自由党(ホイッグ)、保守党(トーリー)の名の下にかたちづくられた党派は、これらの原理によって導びかれたのである。すなわち前者は、その功利とそこから得られる諸利益のために政府に服従するのであるが、後者の主張するところによれば、政府は神聖な制度であり、それに迷うことは子供が両親に反抗するのと全く同様に罪悪であるという<sup>29)</sup>」。

このように見てくると、スミスは権威と功利のどちらに重きをおいたか定かではないが、両原理の結合の形態にあるブリテンの政体に満足感を表明するのであった。ブリテンにおいては「適当に制限された種々の政治形態の幸福な混和があり、自由と財産にたいする完全な保障がある<sup>30)</sup>」とする、いわゆる「自由の合理的体系<sup>31)</sup>」(rational system of liberty)が確立されているという現実に対する充足感である。すなわちスミスは、権威と

29) L. J. p. 11. 邦訳 101頁。

30) L. J. p. 45. 邦訳 151~152頁。

31) L. J. P. 45. 邦訳 151頁。

功利の双方の原理が十分に作用し相互に調和・均衡<sup>92</sup>しているところに「自由の合理的体系」が出現し社会の安定と幸福な生活がもたらされると考えたのである。

かくして、スミスにあっては、権威と功利の原理は相互に対立するものではなく、また否定されるものでもなかった。両原理が十分に調和し均衡するところに政治的安定がもたらされ社会秩序は維持されるのであった。

権威と功利を統治原理として説くスミスの主張の背景には、常に現存の社会秩序の維持という立場があった。こうした彼の政治的保守性を支えていたのは、当時のイギリスの法体系に対する充足感であったことはいまでもない。それゆえに、スミスは現存の政治制度を破壊しようとする政治家を厳しく批判する。彼はこのような政治家を「主義の人」(man of system)と呼んでいる。

彼によると、「主義の人」は理想的な統治計画の美しさに心をうばわれて国民の反対を押しきってまで統治や法律の改革を遂行しようとする人である。「主義の人」は自分の判断を「正邪に関する最高の標準」とする傲慢な人間であり、国家は自分の為につくられたもので、人々のためにつくられたものではないと考える人間である。

「人間社会という偉大なる将棋盤の上では、あらゆる個々の駒は、立法府がそれに与えようとしてたまたま選ぶ運動原理とは全く異った、独自の運動原理を持っている、ということをかれば考えない。もしもこれらの二つの原理が一致して同じ方向に向って行動するならば、人間社会の勝負は円滑に調和的に進められ、そしておそらく幸福に成功裡に行なわれる可能

---

<sup>92</sup> スミスは権威と功利の原理の一方だけが支配するばあいの危険性を認識しているからこそ両原理の調和・均衡に政治的安定を見ているのである。すなわち権威の原理のもつ危険性には、富者の暴力と不正行為あるいは富者への称讃と尊敬とが生む道徳情操のたいはい等があげられる。(W. N. 1. p. 493. 邦訳 (3) 130頁。M. S. p. 61. 邦訳 (上) 149頁。)

また、功利の原理のもつ危険性としては、スミスが『道徳情操論』において正義の根拠を「全体のための効用」に求めるヒュームを批判したように、「全体のための効用」というスローガンの下に人々の道徳情操を無視し人々の諸権利を侵害するばあいである。

性が非常に多い。もしもそれらの原理が相反するか、あるいは異っているならば、勝負はいかにもみじめに進められるであろうし、人間社会は始終この上もない混乱状態に陥れられねばならない<sup>83)</sup>と。

このような政治家のもつ危険性<sup>84)</sup>を認識したスミスは、政治家の積極的な役割を「対外戦争と内乱」にこそあるとして、「平和な静穏な時代」には既存の憲法を尊重し、祖国の幸福を願うという祖国愛に基づいて政治が行なわれることが望ましいとしている。

「全く人間愛と仁愛とにもとづいて公共心を発揮させる人間は、既存の個人的権力ならびに個人的特権をさえも尊重するくらいであるから、国家が分割せられてできている大階級ならびに大社会の権力や特権ならばなお一層これを尊重するであろう。かれはそれらのうちのあるものが、ある程度まで濫用されていると考えても、非常に大きな暴力をもってしないで、かれとしてはしばしば根絶することのできないような事柄は、これがある程度まで抑制することで満足するであろう。かれが民衆の胸底深く根差している偏見を、理性と説得とによって征服しえない場合には、それを実力に訴えてまで屈服させようとは試みないであろう。そしてかれはキケロが正しくもプラトンの聖諺と呼んでいる準則、すなわち、祖国に対して

83) M. S. p. 234. 邦訳(下) 494頁。

84) ドゥガルド・ステュアート (Dugald Stewart) は、スミス自身が1755年にかいたものとして次のことばをあげている。

「人間は政治家や企画家によって一般に一種の政治的機械の材料と考えられている。企画家は人事における自然の作用の行路を妨げる。ところが、自然をしてそれ自らの企図を確立せしめるためには、これを放任し、その目的追求において自然に対してフェア・プレイを与える以外に必要なない」「国家を最低度の野蛮から最高度の富裕に導くためには、平和と低い租税と或る程度の正義以外に何ら必要なものはない。他の一切のものは、ことからの自然的行路によってもたらされる。これを強いて他の道路に往かしめ、または、ある特定の点において社会の進行を阻止しようとする一切の政治は、不自然なものであって、己れ自身を支持せんがために必ず抑圧的圧制的となることを余儀なくされる」

Stewart, Account of the Life and Writings of Dr. Smith, LL. D., pp. 504-05.

大道安次郎訳『国富論の草稿その他』創元社版 189頁。

暴力を用いざること親に対するが如くせよ、という準則を宗教的に遵守するであろう。かれはかれの社会政策をできるだけ固定した人民の習慣と偏見とに調和させるであろう。そして人民が服従することを好まない諸規制がなくなるために生ずるであろう不便に対してできるだけの手当をしようとするであろう。かれが正義を確立することをできない場合でもいさぎよく邪悪を改めないことはないであろう。しかしながら、ソロンのように、かれが最善の法律体系を樹立できない場合には、人民の堪えうる法律体系のうちでの最善の体系を樹立しようとするであろう<sup>㉔</sup>」と。

以上から明らかなように、市民社会の統治原理を権威と功利に求めて、その相互の調和と均衡に社会の平和と安定を説くスミスが、政治家に期待したものは「主義の精神」(spirit of system)ではなく「改良」であった。

## (2) 法学からの『国富論』の独立

スミスは市民社会の統治原理を権威と功利の双方に求めることによって、既存の憲法を維持・改良し社会の平和と安定を実現することを政治の目的としたのであった。

理想的な政治改革を行おうとする「主義の人」は批判され、社会に固定されている人々の習慣や特権さえもが尊重されたのである。

このようなスミスの政治的保守性を支えていたのは「自由の合理的体系」のもとで、徐々に生産力を高め社会の一般的富裕が実現されつつあった当時のイギリス社会に対する充足感であった。けれどもスミスは、「自由の合理的体系」という法的制度が経済に与える影響よりもむしろ、イギリス社会の経済的繁栄が逆に「自由の合理的体系」を支えていることを認識したのであった。

すなわち、彼は社会の一般的富裕が「法と統治」の基礎であるという側面を強調するのであった。

<sup>㉔</sup> M. S. p. 233. 邦訳(下)493頁。

かくして、スミスは法学の第二の目的「治政」を論じるのであった。

さて、スミスによると「治政の目的は、物資の低廉・公安および清潔である。……この表題の下に、我々は国家の富裕を考究する<sup>36)</sup>」ことである。また「治政は、法学の第二の一般的部門である。この言葉はフランス語で、もともとギリシャ語のポリティア *πολιτεια* から出たものであるが、それは元来、政府 *civil government* の政策を意味していた。しかし今ではただ、統治のうちで卑近な部門の規制のことをいうにすぎない。すなわち、清潔・安寧・低廉または豊富 (*cleanliness, security and cheapness or plenty*) がそれである。前の二つは、いいかえれば街路から塵埃を除去する適当な方法と犯罪防止のための規制に関する正義の実行、または都市の安全を維持する方法であるが、それらは有益であっても、このような一般的議論において考察するまでもない些事である<sup>37)</sup>」と。

スミスはこのように述べて、ただちに低廉または豊富の部分を考察するのである。なぜなら清潔と安全の問題は、低廉または、豊富の問題さえ解決されたならば、自然に解決される些事にすぎないからである。

要は、低廉または豊富、すなわち経済的繁栄の樹立こそが清潔と安全の基礎だと言うのである。

「我々の見るところでは、最大の治政があり、それに関してもっとも多くの規制が行われている諸都市に、必ずしも最大の安寧が存在するわけではない。パリでは、治政に関する諸規制は数冊の書物に収録しきれないほど多いが、ロンドンにおいてはただ二、三の簡単な規制があるだけである。しかもパリでは殺人のおこなわれない晩はなく、これに反してロンドンはパリより大きな都会であるのに殺人は年にわずか三、四回しか起らない<sup>38)</sup>」。

なぜかといえば、フランスにおいては今なお「封建的風習の遺物」が存

<sup>36)</sup> L. J. p. 154. 邦訳 313頁。

<sup>37)</sup> L. J. pp. 154~5. 邦訳 314頁。

に在りて、このような違ひをもたらすというのである。

この点については、封建時代やエリザベス女王の治下のイングランドにおいてもフランスと同様であつたのである。当時の貴族は多くの従者をかかえており、これらの従者は、しばしば従者自身のとがめや主人の気まぐれによつて解雇された。その結果として多くの犯罪行為が発生し、他人への寄食者を増加したというのである。

スミスはこのような犯罪者や寄食者を減少せしめるためには、依頼心ではなしに独立心の培養が必要であると、次のように述べている。

「犯罪行為を防止するものは、治政であるよりは、むしろ他人に依食する者をできるだけ少くすることである。従属 dependency ほど人間を腐敗せしめるものはなく、しかしこれに反して、独立 independency は人々の正直をさらに増進するのである<sup>38)</sup>」と。

スミスはこのように論じて「商工業の樹立はこの独立をもたらすものであつて、犯罪を防止する最善の治政である<sup>39)</sup>」と結論した。

以上から明らかなように、治政の目的（低廉・公安・清潔）は商工業の樹立・産業の発達、すなわち国富の増加によつて達成せられる。しかも商工業の樹立・産業の発達は犯罪者に必要な独立心を培養し、犯罪の防止に結びつくのである。

治政の目的と国富との間にはこのような関係があつた。したがつて、もし国富の増加を経済と言ひするならば、治政は経済によつて達成せられ、経済の繁栄なしに正義の実現を内容とした法秩序の維持は困難ということになる。それゆゑ、経済の世界は「法と統治」の秩序の確立の基底として考へられたのである。正義の原則が支配する法学のなかから、特に経済の世界がその基礎的部分として分離せしめられたのである。

かくして、スミスは法学の中から特に経済を重視し、独立の世界として論じることになつたのである。これが富裕の経済学「国富論」に他ならぬ

<sup>38)</sup> L. J. p. 155. 邦訳 315頁。

い。

スミスはいう。「政治家または立法者の科学の一部門と考えられる経済学 (political œconomy) は、二つの別個の目的をたてているのであって、その第一は、人民に豊富な収入または生活資料を供給すること、もっと適切に言えば、人民が自分たちのためにこのような収入または生活資料を自分で調達しうるようにすることであり、第二は、国家すなわち共同社会 (state or commonwealth) に、公務を遂行するのに十分な収入を供給することである。経済学は、人民と主権者との双方を富ますことを意図しているのである<sup>39)</sup>」と。(未完)

---

<sup>39)</sup> W. N. 1, p. 428. 邦訳 (3) 5頁。